



議論いただきたい論点

令和8年7月14日 千葉県環境生活部温暖化対策推進課



1 経理的基礎の確認について

論点

- ①審査項目はどういった内容が適当か。
- ②どのような方法で確認するか。

背景

大規模太陽光発電施設の設置者が、施設の設置、維持管理及び廃止を適切に行うためには、経理的基礎を有していることが必要であることから、許可申請時及び定期的に県がその有無を確認する必要がある。

1 経理的基礎の確認について

論点

- ①審査項目はどういった内容が適当か。
- ②どのような方法で確認するか。

県の方針（案）

①審査項目

- 設置者の財務状況
- 施設の設置から廃止までに必要な資金の総額とその調達方法

②許可申請時及び許可後5年毎に確認する。

1 経理的基礎の確認について

確認する書類

○財務状況

➤ 過去3年間の財務諸表等

- ・ 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表
- ・ 法人税（所得税）の納付すべき額及び納付済額を証する書類

○施設の設置から廃止までに必要な資金の総額とその調達方法

- 必要な資金の総額及びその調達方法を記載した収支計画
- 収支計画の根拠資料（見積書、融資証明書等）

2 施設の廃止について

論点

①許可申請時に廃止に関してどういった内容を確認するか。

背景

大規模太陽光発電施設の設置に当たり廃止費用も含めた収支計画を作成するため、設置の段階で廃止時の措置についても検討が必要である。

2 施設の廃止について

論点

①許可申請時に廃止に関してどういった内容を確認するか。

県の方針（案）

設置管理の計画に以下の項目を記載させる。

- 供用廃止と施設撤去の予定年月
- パネルの処理方法（リユース・廃棄物処理）
- パネル撤去後の土地の復旧方法
- 撤去費用の確保手段

2 施設の廃止について

論点

②撤去費用の確保状況をどのように確認するか。

背景

大規模太陽光発電施設の供用廃止後、速やかなパネルの撤去ができるよう、施設稼働中から廃止を見据えて費用の確保が行われていることを県が確認する必要がある。

2 施設の廃止について

論点

②撤去費用の確保状況をどのように確認するか。

県の方針（案）

廃止に必要な費用が確保できる見込みがあることを確認する。

○許可申請時：廃止に必要な費用の算出

○定期報告時：積立額又は流動資産の総額を報告

3 住民への周知について

論点

- ①住民への周知はどのような範囲を対象とするのが適当か。
- ②周知内容及び周知実施後の対応はどのようなものが適当か。

背景

地域と共生した大規模太陽光発電施設とするためには、計画の段階から地域住民への適切な周知を行うとともに、地域住民からの意見に適切に対応し、良好な関係を構築する必要がある。

3 住民への周知について

論点

①住民への周知はどのような範囲を対象とするのが適当か。

県の方針（案）

下記に該当する住民等とする。

- 事業区域が存在する自治会等の範囲の住民等
- 事業区域の境界から300m以内の範囲の住民等
- 市町村長の意見を聴いて追加する者

3 住民への周知について

論点

②周知内容及び周知実施後の対応はどのようなものが適当か。

県の方針（案）

○周知内容

- ・事業計画の概要（事業者名、出力、実施場所、工事スケジュール 等）
- ・設置者に関する情報 ・土地権原の取得状況
- ・遵守すべき基準への対応（土地造成、排水、施工後の管理、環境への影響 等）
- ・景観への配慮（景観への影響、反射光 等）
- ・廃棄に関すること（廃棄費用額、事業終了後の土地利用 等）
- ・関係法令の手続き状況

3 住民への周知について

論点

②周知内容及び周知実施後の対応はどのようなものが適当か。

県の方針（案）

○周知実施後の対応

- 申請者に対し、下記を作成し公表することを求める。
 - ・ 説明会資料 ・ 説明会実施状況記録
 - ・ 地域住民からの意見及びこれに対する対応
- 問い合わせフォーム等により、説明会実施後も継続的に地域住民からの意見に対応することを求める。

4 経過措置

論点

どのような経過措置を設けるべきか。

背景

条例施行前から設置され、又は工事に着手された大規模太陽光発電施設に対しては、一定の配慮を行う必要がある。

4 経過措置

論点

どのような経過措置を設けるべきか。

県の方針（案）

- 施設の概要、管理計画に関する届出を必要とする。
- 標識の掲示を求める。
- 一定の変更がある場合は、許可を必要とする。